

総行公第108号

平成22年11月4日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長 殿  
(人事担当課扱い)  
各人事委員会事務局長

総務省自治行政局公務員部公務員課長

人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)等の一部改正について

人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則(人事院規則15-14-27)及び人事院規則9-82(俸給の半減)の一部を改正する人事院規則(人事院規則9-82-4)が11月1日に公布され、平成23年1月1日から国家公務員の病気休暇制度が下記のとおり改正されることとなりました。

つきましては、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、これらの改正内容を踏まえ、人事委員会規則の改正等について、適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)に基づくものです。

記

- 1 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正関係
  - (1) 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次の①から③までの場合以外の場合における病気休暇の期間は、①から③までの病気休暇を使用した日その他の人事院が定める日を除き、連続して90日を超えることはできない。
    - ① 生理日の就業が著しく困難である場合
    - ② 公務災害、通勤災害の場合

③ 規則10-4に基づく勤務の軽減措置を受けた場合

(規則第21条第1項)

- (2) 連続する8日以上期間の病気休暇を使用した職員が、その病気休暇の期間の末日の翌日から、実勤務日数が20日に達するまでの間に、再び病気休暇を使用したときは、前後の病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

(規則第21条第2項)

- (3) 使用した病気休暇の期間が90日に達した日後においても、引き続き、当初の病気とは明らかに異なる病気のために療養する必要があるときは、当該90日に達した日後においても当該明らかに異なる病気に係る病気休暇を承認することができる。この場合において、当該明らかに異なる病気にかかった日以後における病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。

(規則第21条第3項)

- (4) 使用した病気休暇の期間が90日に達した日の翌日から、実勤務日数が20日に達する日までの間に、当初の病気とは明らかに異なる病気のために療養する必要があるときは、当該明らかに異なる病気に係る病気休暇を承認することができる。この場合において、当該病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。

(規則第21条第4項))

- (5) 病気休暇の期間計算において、連続する病気休暇の間にある週休日、休日、病気休暇以外の休暇等により勤務しない日は、病気休暇を使用した日とみなして計算する。

(規則第21条第5項)

- (6) 休職制度が適用されない、臨時的職員、条件付採用期間中の職員及び検察官の病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

(規則第21条第6項)

2 人事院規則9-82(俸給の半減)の一部改正関係

- (1) 「引き続き勤務しない期間」の期間計算を、原則、病気休暇の取扱いに合わせる。

(規則第4条、第5条)

- (2) 俸給の半額が減ぜられるのは、「90日」経過後の引き続き勤務しない期間において一日の勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しない日とする。

(規則第5条第1項)

- (3) 結核性疾患による病気休暇等については、俸給の半減までの期間を1年とする

特例を廃止する。

注) 連続する病気休暇の上限が原則90日となったことから、病気休暇により俸給の半減措置が適用されるのは、①当初の病気に引き続いて明らかに異なる病気により病気休暇を当初の病気休暇使用開始日から起算して90日を超えて使用した場合、②病気休暇の上限が設定されない条件付採用職員及び臨時的任用職員が90日を超えて病気休暇を使用した場合に限られる。

### 3 経過措置

#### (1) 規則15-14の一部改正関係

改正後の規定に基づく病気休暇の期間計算は、施行日以後に使用した病気休暇から行うこととする。

#### (2) 規則9-82の一部改正関係

施行日前から引き続き、結核性疾患による病気休暇等により勤務しない職員にあっては、俸給の半減までの期間を1年とする。

問い合わせ先

公務員課公務員第四係 須田、石崎

電話 03-5253-5544 (直通)